

## 委員等から前回示された主な御意見

※事務局の責任において取りまとめたもの。

## 1. 行政措置の対象についてどのように規定すべきか

1	今回の検討目的は、「悪質事案の救済」のための行政措置の在り方に限定することを明確化すべきである。その上で、どういったいわゆる「すき間」事案が発生していて、各法での対応では解決できない状況にあるかについて、各省庁の所管法との役割分担も含めて、具体的な類型に即して明らかにしていただきたい。
2	予見可能性の観点から、行為類型を事前に明確に定めることは困難であるため、財産事案は重大事故に含まないといった、消費者安全法立法時の国会審議における大臣答弁にも現れているとおり、「悪質」事案の定義は非常に困難であり、どのように明確化するかが課題である。
3	悪質かどうか自体を議論するとなると、哲学的な議論になるため、実務的な観点からの議論をお願いしたい。
4	対象(入口)は広くしておいた方がよい。行政措置(出口)の要件として、重大性・悪質性のような要件を定めればよいのではないか。独立行政法人国民生活センター法における「重要消費者紛争」の定義が参考になるのではないか。
5	財産事案における消費者事故等を広く対象とし、対象(入口)を狭めないでいただきたい。反復継続性、緊急性等の発動要件で絞りかけるのが適切ではないか。
6	悪質商法の特徴としては、常に新たな手口が出てくるということであり、新たな手口に対応できるようにすべき。また、消費生活センター等への相談件数で重大性・悪質性を判断するということが考えられる一方で、必ずしも相談件数だけでは判断できないところもあることを念頭においておくべきである。
7	悪質性の定義は難しいものがある。ただ、判断力の衰えている高齢者や判断力がまだ十分ではない子どもを明らかに狙う事案、過去に被害に遭った者を狙う事案については、悪質性があるといえるのではないか。
8	消費者庁が消費者安全法第15条に基づき注意喚起を行った事例は、直感的には悪質と思われる事例ではあるが、その手口は様々であり、共通要素をある程度抽象的に定めざるを得ないのではないか。
9	悪質性の定め方として、詐欺、出資法違反、無限連鎖講防止法違反など刑罰に該当するものに限定する考えがある一方で、不実告知のような欺瞞的な行為まで広げて対象とするということも考えられる。
10	悪質性の定義は抽象的にならざるを得ず、行政措置の発動要件として、被害の拡大という点がポイントになるのではないか。
11	ベンチャー企業等中小企業が事業を行うために、少人数私募債等で資金を集め、結果として事業に失敗して、消費者に財産被害を負わせてしまうようなケースが想定される。このように悪意がない場合にも、行政措置の対象とすれば、企業の健全な事業活動を阻害することになるので、この点を留意して議論いただきたい。

### 1. 行政措置の対象についてどのように規定すべきか

12	「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」の取りまとめにおいて、「犯罪行為に該当するもの」を対象とする考えが示されているが、消費者庁がその認定を行うことは困難な場合も少なくないのではないか。振り込め詐欺救済法に基づく犯罪利用預金口座等の凍結も、現在は、基本的に捜査機関からの情報提供であることから、制度としてよく機能している面がある。
13	要件は、効果との相関において検討されるべきではないか。また、重大性の要件においては、被害額の大きさと被害の広がり、または行為の反復性が要素として考慮されるべきである。
14	行為の悪質性を厳格に要求することには疑問がある。仮に悪質性の要件を設けるとした場合には、悪質性を窺わせるような客観的な行為態様を例示するといったやり方が考えられるのではないか。

### 2. 行政措置の発動要件としてどのようなものが必要か

1	個別業法における行政措置は、必ずしも消費者被害の観点から要件立てされていない。何らかの行政措置があるため、いわゆる「すき間」には当たらないという議論ではなく、消費者被害にどのように対応していくかという観点が必要ではないか。
2	行政措置の内容として、違法な収益の返還までを想定するのであれば、そのような行政措置の根拠となる法律は現在ないと考えられるため、どのような事案であっても、いわゆる「すき間」であるということができるのではないか。
3	いわゆる「すき間」事案について、国民生活センターが注意喚起した事例に限らず、資料4の5頁に掲げている問題商法などについても可能であれば整理していただきたい。
4	ある省庁が行政措置を行えるからといって、実効性ある措置とならない場合には、いわゆる「すき間」ではないとはいえないのではないか。事案の整理に当たっては、将来的な被害防止といった観点に限らず、過去に発生した被害の救済までできるのかといった観点からもお願いしたい。

### 3. 採らせるべき行政措置の内容は、どのようなものが考えられるか。

1	内容としては、行為の停止にとどまるのか。返金命令のように過去の違反行為の是正措置を通じて、被害回復させることについても含めるべきケースも念頭に置くべきではないか。
---	---

### 4. どのような調査権限が必要となるか。

1	新たな行政措置のプロセスや調査権限については、刑事手続に準じた手続保障が必要ではないか。
2	現行の消費者安全法第22条を用いることが可能であれば、かなり広く対応できるものと考えられる。一方、インターネットを利用した問題商法の場合、事業者の拠点が海外にあるため、最後まで追いきれないという問題がある。難しいと思うが、こうした業者を調査対象とすることができないか。

## 5. その他

1	消費者安全法第15条に基づく注意喚起は2年で3件しかない。執行件数が少ない理由としては、消費者安全法第15条が運用しにくいいためか。新たな行政措置を設けるのであれば、運用しやすくすべき。
2	3つの検討課題のうち、まずは、財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について先に検討することは理解しているが、本研究会においては、SEC(アメリカ証券取引委員会)やFTC(アメリカ米連邦取引委員会)による不当な利得のはく奪・分配などの諸外国の例も参考にしながら、集団的消費者被害救済制度全体について検討していく必要があるのではないか。
3	現在消費者庁にて検討している消費者のための新たな訴訟制度との関連も留意しつつ検討を進めるべきではないか。
4	振り込め詐欺救済法に基づく犯罪利用預金口座等の凍結の活用については、通知があったとしても、口座名義人が真正の名義人である場合の対応など、銀行側の実務対応上の問題があるため、銀行側からのヒアリングが必要ではないか。